

## 入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る総合評価一般競争入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達の内容

#### (1) 借入物品の名称及び数量

ア LGWAN系NW接続用ノートパソコン 2,765台

イ インターネット系NW接続用ノートパソコン 300台

#### (2) 借入物品等の仕様

別添令和7年度庁内LANパソコン賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 契約期間等

ア 契約期間 契約締結日から令和12年3月31日まで

イ 借入期間 令和8年3月1日から令和12年2月28日まで（48か月間）

ただし、令和8年度以降において、この契約に係る発注者の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、この契約の全部又は一部を解除できる。

なお、この場合における契約の解除又は一部解除に伴う損害賠償等については、発注者と受注者が協議し決定する。

ウ 納入期限 令和8年2月20日

#### (4) 納入場所

仕様書のとおり

#### (5) 入札方法等

ア 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、様式に定める仕様比較表を入札書とともに提出しなければならない。

イ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品等の賃借料（保守料等を含む。）の月額を入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された月額をもって契約を締結するので、入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。

また、消費税及び地方消費税の税率は借入期間を通して10パーセントとする。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

(ア) 事務用機器のパソコン類

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」

という。)への登録に関する申請書類を令和7年8月7日(木)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより6の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに6の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 1の(1)に示した物品を所有し(本件調達に係る契約締結日以降に取得する場合を含む。)、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

## (2) 共同企業体に関する要件

ア 構成員は(1)のア、ウ、エ及びカの要件をすべて満たしていること。

イ 各構成員は競争入札参加資格を有するとともに、次のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) 事務用機器のパソコン類

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは構成員のいずれかが、本件入札に参加を希望する共同企業体の構成員が競争入札参加資格を有していないときは当該者が、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和7年8月7日(木)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより6の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに6の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体において(1)のオの要件を満たすこと。

エ 共同企業体は、2以上の者で自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の住所及び名称

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資の割合

(キ) 構成員の責任

(ク) 取引金融機関

(ケ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置

(コ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置

(サ) 解散後の契約不適合責任

(シ) その他必要な事項

## 3 契約をする者

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

#### 4 契約担当部局

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

#### 5 配布資料

- ・仕様書
- ・入札参加資格確認書 (様式第1-1号、第1-2号)
- ・質問書 (様式第2号)
- ・委任状 (様式第3-1号、第3-2号)
- ・入札書 (様式第4-1号)
- ・仕様比較表 (様式第4-2号)
- ・契約保証金免除申請書 (様式第5-1号、第5-2号)
- ・共同企業体協定書 (参考様式)

#### 6 入札手続等

##### (1) 入札の手続き及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

電話 0857-26-7094

電子メール [jouhou@pref.tottori.lg.jp](mailto:jouhou@pref.tottori.lg.jp)

##### (2) 競争入札参加資格名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール [buppinkeiyaku@pref.tottori.lg.jp](mailto:buppinkeiyaku@pref.tottori.lg.jp)

##### (3) 入札説明書等の交付方法

令和7年8月1日(金)から同月22日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

令和7年8月1日(金)から同月22日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

##### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

##### (5) 入札書及び仕様比較表の提出期限等

##### ア 提出期限

令和7年9月17日(水)午後2時。ただし、郵便等による入札書及び仕様比較表の受領期限は、同日午前11時とする。

##### イ 提出場所

(1)に同じ。

##### ウ その他

仕様比較表(様式第4-2号)の添付書類として次の資料を添付すること。

(ア) 提出に際しては、それぞれの仕様が分かる資料（カタログ等）を添付すること。

(イ) ハードウェアのパンフレット等（仕様書で要求しているスペックに該当する部分にマーキング及び付箋をすること。）を添付すること。

(ウ) 導入機器に情報漏えいの原因となりうる不正な部品が使用されていないことを証明するメーカーの報告書を添付すること。

#### (6) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。なお、落札者の決定は、15で示すところにより後日審査の上決定し、通知する。

ア 日時

令和7年9月17日（水）午後2時

イ 場所

(1) に同じ。

#### 7 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

#### 8 専属的合意管轄裁判所

この調達に関する訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

#### 9 入札に関する問合せの取扱い

##### (1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第2号）によることとし、電子メールにより6の(1)の場所に令和7年8月7日（木）正午までに提出することとし、原則として、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けない。

##### (2) 疑義に対する回答

(1)の質問に対する回答については、令和7年8月12日（火）までにインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou>）によりまとめて閲覧に供する。

#### 10 入札者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、(3)の事前提出物を作成の上、郵便等又は持参により6の(1)の場所に令和7年8月22日（金）午後5時までに提出すること。

(2) 提出部数は各1部とし、その規格はA4版とする。

##### (3) 事前提出物

ア 入札参加資格確認書（様式第1-1号又は第1-2号）

イ 導入体制に関する資料

別紙<事前提出物>の1の(2)に基づき作成すること。

ウ 保守体制に関する資料

別紙<事前提出物>の1の(3)に基づき作成すること。

(4) 入札者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

#### 11 入札参加資格の審査について

(1) 10の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年9月9日（火）までに通知する。

(2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和7年9月11日（木）午後5時までに書面（様式は自由）により説明を求める

ことができる。

- (3) 鳥取県知事は、(2)により説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、令和7年9月12日(金)までに書面により回答する。

## 12 入札条件

### (1) 入札方法

入札は、紙による入札とし、以下に示す方法に従って計算した入札価格、パソコンのメーカー名、型番及び搭載 CPU 名及び CPU スペックの示す数値を入札書に記載すること。

### (2) 入札価格

入札書に記載する額は、1の(1)に掲げる機器一式の借入費用、導入設定・設置費及び導入後48か月の保守費用並びに借入期間終了後の作業等に要する費用(記憶装置内のデータ消去作業、撤去、搬出、処分等に要する費用を含む。)の合計額を48で除して得た月額とすること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された月額をもって契約を締結するので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする。併せて、課税事業者にあつては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

また、消費税及び地方消費税の税率は借入期間を通して10%とする。

- (3) 入札者は、提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出すること。
- (5) 郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に、必ず件名及び入札者名を記載し、提出すること。
- (6) 委任状、入札書及び仕様比較表の様式は、様式第3-1号又は第3-2号、第4-1号及び第4-2号のとおりとすること。
- (7) 委任状の宛名及び入札書の宛名は「鳥取県知事 平井伸治」とすること。
- (8) 入札者は、入札書等の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札価格は、訂正できない。
- (9) 入札者は、協定、政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (10) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 13 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載する金額に12を乗じて得た金額(以下「貸借料年額」という。)の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第14条の既定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として貸借料年額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 14 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に掲げる競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 仕様比較表等に虚偽の記載を行った者のした入札
- (3) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (5) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状を6の(1)の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (6) 記名のない入札書による入札
- (7) 入札書の金額、氏名、その他入札に要する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (8) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (9) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (10) 協定、会計法令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告及びこの入札説明書に違反した入札

15 落札者の決定方法

別添令和7年度庁内LANパソコン賃貸借に係る総合評価一般競争入札実施要領により決定する。

16 契約書作成の要否

要

17 手続における交渉の有無

無

18 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者であるときは、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として賃貸借料年額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 13 の (2) の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けた後直ちに契約保証金免除申請書（様式第 5-1 号又は様式第 5-2 号）を、6 の (1) の場所に提出すること。

(6) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第 6 号）を、6 の (1) の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

別紙

<事前提出物>

### 1 事前提出物の内容

(1) 入札参加資格確認書（様式第1-1号又は様式第1-2号）

(2) 導入体制に関する資料

ア 導入（設定、設置）に携わる者の氏名及び職種を明記したもの

イ 機器導入に関する工程表（導入計画及び作業分担で記述した作業項目をカレンダーで記述し、項目ごとのスケジュールの分かるもの）

ウ 導入までの計画書（機器設定場所、稼動テスト方法、一時保管場所、何回かに分けて設置する場合はその方法等を記述すること。）

エ 作業分担（発注者側で必要となる作業があればその内容及び期限を記述すること。）

(3) 保守体制に関する資料

ア 保守可能な日時（通常・時間外を記述したもの）

イ 保守体制図及び保守に携わる全ての者の氏名等一覧表（故障等発生時の対応フロー図、連絡先、保守に携わる者の勤務地、資格、氏名等を記述したもの）

ウ 導入機器のメーカーによる支援が確約されていることが分かるもの（代理店・特約店・メーカー支援の証明書、パートナー証明書、サポート証明書等）

エ 入札参加業者と導入保守業者が異なる場合は、本件入札に関する機器の導入及び保守に関して、導入保守業者の支援が確約されていることが分かるもの

### 2 提出部数

1に記載する書類を、入札説明書10に記載のとおり提出すること。

### 3 その他

(1) 事前提出物を審査し、適合した業者のみ入札に参加できる。

(2) 事前提出物の審査結果は、令和7年9月9日（火）までに、事前提出物の提出者に通知する。

(3) 事前提出物の提出に係る経費は提出者の負担とする。